

平成15年1月
2012年9月3日改正

公益社団法人日本口腔外科学会公印の使用規則

公益社団法人日本口腔外科学会の公印使用については、本規則に則り使用するものとする。

1. 実印(公益社団法人日本口腔外科学会理事長之印(丸印(大)))の使用は、本学会の資産、理事等の登記申請等実印の使用は実印の押印でなければ有効でない書類以外の使用は出来ないものとする。
2. 公益社団法人日本口腔外科学会理事長印(角印)の使用は、理事長発行の公文書に使用するものとする。
3. 公益社団法人日本口腔外科学会印(角印(大))の使用は、本学会各種委員会委員を委嘱する委嘱状、本学会が発行する認定証、賞状等に使用するものとする。
4. 公益社団法人日本口腔外科学会印(角印(小))の使用は、学会が発行する各種一般文書に使用するものとする。
5. 公益社団法人日本口腔外科学会理事長之印(丸印(小))の使用は、本学会が運用する銀行口座の出納にかかわる業務に使用するものとする。
6. 上記1から5のいずれの使用についても、使用する時は必ず事務局長の承認を得るものとする。
7. 上記1. 2. 3. 5. の公印は、事務所備付けの金庫に保管するものとする。

以上